## 社会福祉施設等の入所施設における 感染症発生時の標準的な対応基準

\*この対応基準は、標準的なものであり、施設・入所者の特性、感染症の発生状況等を考慮するとともに、嘱託医、施設等主管課、保健所等関係機関と連携し対応する。また、発症者の対応については主治医等と連携し対応する。

H24.4.30作成

	感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)	インフルエンザ	腸管出血性大腸菌感染症	レジオネラ症
感染経路	経口感染(食品、水、感染者からの二次感染		経口感染(食品、水、感染者からの二次感染等)	空気感染・飛沫感染
	等)飛沫感染も考えられている。	接触感染(鼻咽頭分泌物等)	少量の菌で感染する。	ヒトーヒト感染はない。
入 浴	・発症者は、症状がある期間は、入浴を控え	・発症者は、症状がある期間は、	・発症者は、症状がある期間は、入浴を控える	・浴室の使用を中止する。
	るか、個別入浴とし、最後に入浴する(浴	入浴中止とする。	か、個別入浴とし、最後に入浴する(浴槽に	(水質検査で陰性確認されるまで)
	槽にはつからず、シャワー、かけ湯等を行	・他の入所者は、終結までは可	はつからず、シャワー、かけ湯等を行う。)。	
	う。)。症状回復後も1週間程度は、最後に	能な限り、個別入浴とし、複	・患者・無症状病原体保有者は、病原体を保有	
	入浴する。	数名の同時入浴は避ける。	していないことを確認(*)するまでは、最後に	
			入浴する。	
食 事	・発症者は、症状がある期間は、個別対応と	・発症者は、発症後5日かつ解		
	する(個室等)。	熱後2日(幼児にあっては解	る(個室等)。	
		熱後3日)経過するまで、個		
		別対応とする(個室等)。		
外泊・外出	・終結するまで、原則中止する。	• 同 左	・同左	
面 会	・終結するまで、注意喚起の掲示、面会制限	<ul><li>同 左</li></ul>	・同左	
	を行う。			
短期入所等の	・終結するまで、受入れは原則中止する。	<ul><li>同 左</li></ul>	・同左	・浴室の使用は中止する。
受入れ				(水質検査で陰性確認されるまで)
施設内の	・終結するまで、利用者・職員の動線に合わ	<ul><li>同 左</li></ul>	・同左	
区域管理	せ、清潔区域・汚染区域を管理する(職員			
	更衣室・食堂等を含む。)。			
職員等の対応	・発症者は、症状がある期間は、出勤を控え	・発症者は、発症後5日かつ解		
	る(できれば、症状回復後1日程度は様子	熱後2日経過するまでは、出		
	を見る。)。	勤を控える。	る。)。	
	・発症者は、症状回復後1週間程度は、飲食		・患者・無症状病原体保有者は、就業制限が解	
	物に直接接触する業務を避けることが望		除(*)されるまで、飲食物に直接接触する業務	
ty = n - Layly = s a	ましい。		は禁止。	
併設事業所が	・併設事業所の利用者、職員、使用設備等が、	<ul><li>同 左</li></ul>	・同 左	・併設事業所の浴室の配管が、発生
ある場合の	発生施設と区分できない場合、併設事業所			施設と同一系統である場合、浴室
併設事業所に	の利用者に発症者が出た場合などは、終結			の使用を中止する。
おける対応	まで制限又は中止する。			(水質検査で陰性確認されるまで)
66 61	・終結まで注意喚起・協力依頼を周知する。			U. T. arrives a D.M. proper a Section 2
終結	・新たな発症者が出なくなり、1週間程度経	<ul><li>同 左</li></ul>	・患者・無症状病原体保有者が病原体を保有し	・施設環境の感染原因が否定できれ
	過観察し、問題がなければ終結とする。		ていないことを確認(*)できれば終結とする。	ば終結とする。
備考			(*) 感染症法に基づく規定	